



はございませんでしょうか。

今日は傍聴希望者はおられますか。

事務局（徳満）今日は傍聴希望者はおられません。

森津会長 それでは、議事に入りたいと思います。初めに事務局から本日の会議の成立について、報告願います。

事務局（徳満）本日の出席状況でございますが、現在のところ委員15名のうち8名の方にご出席いただいております。過半数を超えておりますので、会議は成立いたしております。以上でございます。

森津会長 次に、本日の会議録の署名委員の指名をさせて頂きたいと思っております。本日の会議録には平山委員と徳田委員にご署名頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事の3番目の議題に入りたいと思っております。本日の議題は、会議次第に記載されております、説明事項の1件でございます。

それでは、阪神間都市計画区域区分、県決定ですが、見直しに伴う芦屋市素案について事務局から説明をお願いします。

野々上主査 都市計画課の野々上と申します。よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。それでは、説明事項の「阪神間都市計画区域区分の見直し」に伴います芦屋市素案についてご説明いたします。

事前にお配りしております、ホッチキス止めの資料の表紙裏にあります資料一覧をご覧ください。

説明事項としまして「阪神間都市計画区域区分の見直しに伴う芦屋市素案について」この資料が2ページからとなっております。この阪神間都市計画区域区分、通称線引きと言います。計画決定は兵庫県決定となっており、芦屋市が素案を作成しまして、県に案の申出を行い、その後県が都市計画法の法手続きにより都市計画変更を行うものであります。

今回の説明は芦屋市が素案として出来上がったものを、素案閲覧をするため、案の申出を行なう前の事前説明となります。その下にあります、関連都市計画としましては、今回の区域区分の変更に伴いまして、都市計画の用途地域と高度地区も連動して見直しとなります。

その下の都市計画「防砂の施設」というのがありますけれども、今回線引きの見直しの要因となりました関連都市計画となっております。

参考資料としまして、防砂の施設に関係します、砂防事業計画の資料と、線引き見直しの今後のスケジュール、それと防砂の施設の整備に関連しまして、別冊ですけれども「六甲山グリーンベルト整備事業」のパンフレットを用意しております。

それでは、つづきまして資料の3ページをお開きください。

3ページ4ページに、第6回 都市計画区域区分（線引きですけれども）見直し、芦屋市素案 について記載しております。まず、1の都市計画区域区分について、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分に関する都市計画、いわゆる「線引き」といいますけれども、「無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る」と言うことを目的と

してありまして、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地などを形成していく上で、根幹をなす都市計画となっております。芦屋市は、線引きを行なう阪神間都市計画区域として、広域的な見地から市街化をコントロールするため兵庫県が都市計画決定を行なっております。

次の、2. 区域区分見直しの経緯ですけれども、昭和45年に当初決定して以来、県下一斉の区域区分見直し作業として、昭和55年、昭和60年、平成3年、平成10年、平成15年と過去5回見直しを行ってきておりますけれども、今回、第6回として平成20年度に区域区分の見直しを行うものとしております。

今までの、芦屋市の見直しの内容としましては、第1回・2回の芦屋浜の埋立ですね、これにより行政区域が増えたことによる市街化区域の増加が主な変更でして、他には大きな変更というのは今までございませんでした。

次の3. 芦屋市の区域区分（線引き）見直しについてですけれども、本市における第6回線引き見直しの考え方としましては、県が策定しております「都市計画区域マスタープラン等の見直し基本方針」、「都市計画運用指針」及び兵庫県が示しております「線引き見直し方針」並びに、阪神間都市計画区域マスタープラン、これと芦屋市都市計画マスタープラン等に基づくものとします。

(1)の市街化区域に編入する区域の基本的な考え方としまして、市街化区域の規模の考え方は、目標年次における人口、産業を適切に収容しうる区域に限定して、新に市街化区域に編入する区域としては、芦屋市総合計画及び阪神間都市計画区域マスタープラン・芦屋市都市計画マスタープラン等に即した開発計画等による計画的な市街化整備が確実に行われる区域としますけれども、本市におきましては、これら上位計画に明記された市街化整備が行われる区域がないことから、市街化区域へ編入すべき区域に「ない」としております。

また、市街化区域に指定されている区域内では、市街化が見込まれない区域や、開発・建築行為がない区域も存在しないということから、市街化調整区域へ逆線引きすべき区域も「ない」としております。

今回は、線引き見直しと同時期に行っております都市計画「防砂の施設」これの変更に関連する区域があるため、その部分について必要な見直しを行なうこととしております。

(2)の今回見直しを行う区域ですけれども、平成10年7月末に土砂流出を防止するための都市計画施設「防砂の施設」これを指定しておりますけれども、今回の見直しにおいて市街化調整区域内で既に決定されている「防砂の施設」、これに隣接した市街化区域の一部を「防砂の施設」に追加することにより、一体的に整備又は維持保全する部分があることから、この部分を「防砂の施設」として都市計画の位置付けをすることで、市街化区域の「計画的な市街化を図る」という要件を満たさなくなりますので、当該部分を市街化調整区域に編入、逆線引きでございますけれども、するものとします。

見直しの考え方としましては以上ですけれども、ここで言います「防砂の施設」につきましては、後でもご説明いたしますが、簡単に言いますと、「防砂の施設」は市街地

に面する市街化調整区域の斜面地等で土砂災害を防止するために措置を行なう区域として都市計画の施設に決定するものでして、六甲山系では阪神大震災の影響による斜面地のがけ崩れ等を防止するための、土砂対策事業として「六甲山グリーンベルト整備事業」これが平成7年から始められまして、その後の、平成10年に神戸市・芦屋市・西宮市で同時に決定されております。この「六甲山グリーンベルト整備事業」の中で、「防砂の施設」の整備が行われております。見直しの変更区域につきましては、次の5ページをお開きください。

今回「防砂の施設」の変更に伴い区域区分を変更する地区として、1から3までの3地区を上げております。何れも面積は小さく合計で0.07haとなっておりまして、芦屋市の市街化区域の面積は約969haですけれども、面積の増減としては数値として現れない数値となっております。

場所としましては次のA3横折の位置図の通りですが、先に関係してあります「防砂の施設」の変更につきまして、まず、ご説明いたします。少し飛びまして、10ページをお開きください。

こちらが「防砂の施設」の変更計画書となっております。阪神間都市計画「防砂の施設」を次のように変更するというので、名称は六甲山系芦屋川流域防砂の施設、位置としまして、三条町、城山、奥山となっておりますけれども、今回追加する区域には前山地区というのがございまして、この部分が山手町となりますので、この部分が抜けておりました。奥山の次に山手町とお加え下さい。備考としまして、面積は約22.8ha、今回の変更で約0.07haとなります。次の11ページが理由書となっております。理由としましては、既決定されております「防砂の施設」の整備又は維持保全を行うため、必要とされる部分を今回防砂の施設として追加するものでございます。「防砂の施設」の具体的な整備事業につきましては、市が直接行なっているのではなくてですね、国土交通省の六甲砂防事務所のほうで、「六甲山グリーンベルト整備事業」の中で施設整備を行っておりまして、今回追加する区域は既に決定しています。「防砂の施設」を整備する上で必要とされる区域、この部分を追加してほしいと六甲砂防事務所の方から要望もございまして、今回都市計画変更を行なうこととなったものでございます。

次の内容を説明させていただく前に、防砂の施設の整備の流れについて簡単にご説明させていただきます。この「六甲山グリーンベルト整備事業は」平成7年度から国土交通省の六甲砂防事務所の方で行っております。この整備事業区域で芦屋市の市街化調整区域はほぼ全域入っております。市街地に面する斜面地で「防砂の施設」として決定されたところを国が用地買収を行いまして、斜面地の整備を行い維持保全を行なうこととしております。別冊でお渡ししております資料、「六甲山グリーンベルト整備事業」のパンフレット、これの7から8ページをお開きいただけますでしょうか。こちらにグリーンベルト整備事業の対象区域図があります。芦屋市は市街化調整区域ほぼ全域が対象となっております。

(松木委員入室)

次の9ページをお開きください。9ページにグリーンベルト整備の目標と考え方と

言うことで4項目ほど挙がっております。1番目の土砂災害の防止、これは法枠工等で土砂の流出を防ぐ具体的な施設の整備で、2番目が用地買収をすることにより、都市のスプロール化の防止を図りますと、3番目に良好な都市環境、風致景観、生態系の保全育成を図る、4番目が健全なリクリエーションの場の提供などが、目標と考え方となっております。

今回の「防砂の施設」の整備と言うのは主に1番から3番の内容を行なうために追加するものとなっております。このグリーンベルト整備事業の芦屋におけます進捗状況としましては、今回整備する部分を除きまして、ほとんど完了しているというように聞いてございます。

戻りまして、「防砂の施設」の区域についてご説明いたします。資料の12ページ、A3横折の図をご覧ください。この位置図で着色されている部分、3ヶ所ございますけれども、これが現在決定されている「防砂の施設」で、それぞれ六甲山系の芦屋川、宮川、夙川と河川の流域ごとに3ヶ所決定されております。このうち今回変更されるのは一番左側、神戸よりの部分でございますけれども、「六甲山系芦屋川流域防砂の施設」これについて今回追加を行う予定となっております。小さく破線の丸で囲んである部分、これを今回するもので、左側の方に拡大図を載せております。次の13ページの計画図もありますので合わせてご覧下さい。まず一つ目、位置図でいいますと一番上ですけれども、少し飛び地になっている部分、位置図では前山地区となっておりますけれども、赤く塗っている部分を今回防砂の施設として、市が都市計画決定を行ないまして、その後国土交通省が用地買収を行いまして、斜面地の整備を行う予定となっております。今回追加することになって経緯としましては、すでに決定をしております前山地区、青く塗っている部分でございますけれども、ここを六甲砂防事務所の方で整備するに当たりまして、すぐ南側に民家がございまして、この民家に接する山林を含めて、一体として整備をする必要があるということがございまして、市の方に「防砂の施設」として決定をしてほしいと要望もありましたので、協議した結果現場の状況等からしましても、追加の必要があると判断しまして、今回追加するものとしております。都市計画決定を行ないまして、用地買収を行なった後、国土交通省六甲砂防事務所の方が整備を行う予定となっております。

それと、あと2ヶ所でございますけれども、下の方にあります、三条地区、としておりますこの2ヶ所でございますけれども、この部分を斜面地全体を整備を行うというのではなくて、既に隣接している「防砂の施設」がありますけれども、この「防砂の施設」と一体的な維持管理を行なって行きたいということで、保全のために追加したいという要望もございましたので、今回、合わせて追加するものとしております。この用地につきましては、国土交通省が既に用地買収済みとなっております。

現在の斜面地の状況としましては、次の14ページ、15ページに現況写真を載せておりますのでご覧下さい。14ページの方が前山地区と言うことで、今回整備を予定している分でございます。上の図が航空写真で、赤線で囲んだ、この部分が追加する部分でございます。下の写真でございますけれども、右側に民家が写っておりますけれども、このすぐ横の所、この部分が今回追加する部分でございます。一部法が崩

れているような状況となっております。今回追加する部分と、既に決定されている部分、この山の上の方になるのですけれども、この部分を合わせて、六甲砂防事務所の方が今回整備を行う予定にしております。次のページが三条地区、となりまされども、ここについては整備の方が既に終わっておりまして、樹林化している状況でございます。次の16ページ、17ページに参考として付けておりますけれども、平成10年の決定当初、三条地区をどのように整備していくかということで作成しております整備計画図となっております。ほぼこのような感じで整備をされております。

防砂の施設の説明は以上でございまして、資料をお戻り頂きまして、6ページ、区域区分見直しの6ページをご覧ください。

以上ご説明しました「防砂の施設」の追加によりまして、市街化区域から市街化調整区域へ編入する区域としまして、「防砂の施設」の区域とまったく同じでございますけれども、この丸の破線で囲んである3ヶ所、この部分を市街化区域から調整区域へ編入するということでございます。詳しい区域につきましては次の7ページの変更切図をご覧ください。

次の7ページの方が「前山地区」の変更の切り図でございまして、この赤い部分を市街化区域から市街化調整区域に変更を行ないまして、合わせて用途地域ですけれども、今現在、第1種低層住居専用地域となっておりますけれども、これを用途地域なしと、合わせて高度地区、第1種高度となっておりますけれども、この部分で高度なしとなっております。それに加えて今回都市計画施設として「防砂の施設」を追加という内容になります。

次のページでございますけれども、次の8ページが「三条地区」の変更の切り図でございまして、この2ヶ所の赤い部分に変更する区域でして、前山地区と同じく市街化区域から市街化調整区域に変更、用途地域の第1種低層住居専用地域から用途地域なし、高度地区も第1種高度から高度地区は指定なしと、都市計画施設として防砂の施設を追加という内容になります。

区域区分の素案の内容は以上でございまして、今後のスケジュールでございますけれども、一番最後、A3横折になってございます18ページのスケジュール表をご覧ください。

この表で、一番上の区域区分の変更というところでございますけれども、ここの所は県決定となりまして、芦屋市で作成しましたこの素案を4月4日から25日まで閲覧を行ないまして、案に対する意見などが出てまいりましたら、再度都市計画審議会でご報告させていただいたあとに、素案をまとめまして、ここの表でいいますと7月ごろ案の申出ということで、県に対し案の申出を行ないます。その後正式に都市計画の手続きとしまして、兵庫県が説明会などを行ないまして、12月に案の縦覧を行い、最終的には3月の告示を予定しております。当然ながら、都市計画法の縦覧の前後には市の都市計画審議会へも事前説明と諮問を行なう予定となっております。他の関係都市計画も区域区分と同じスケジュールで都市計画の手続きを行ないますので、12月の縦覧前に再度「防砂の施設」とか高度地区につきましても事前説明を行ないまして、

縦覧後に諮問，告示日も区域区分と同じ3月の同時日となる予定です。以上簡単ですが，説明を終わります。

森津会長 有難うございました。それではご質問・ご意見などありましたらどうぞ。

松木委員 六甲砂防というこれ「防砂」ですが，「砂防」と「防砂」はどう違うのですか。

野々上主査 都市計画では施設を「防砂の施設」と言っております。防砂の施設を決定した後に国土交通省が砂防指定を行ないます。呼び方は違いますが，内容的にはほぼ同じものになってくると思います。

松木委員 昔阪神大水害で，六甲山系というのは花崗岩で非常にもろい。それで土砂災害というか，非常に阪神間，神戸，芦屋も含めて非常に災害，土砂崩れだとかいろいろんな災害で壊滅的な打撃を受けてきた，それ以降，国のほうが堰堤を六甲山系で大体1000箇所ぐらい作って，とにかく土砂災害を防ぐということでこういうことをやってきた訳で，今回のこの部分については，それ以外に堰堤とは違う，崩れそうだと，法面が崩壊しそうだと，そこに擁壁だとか，植栽だとかをやるということですかね。これ以外にもほかに危険な部分がいっぱいあるのだけど，なぜこの3ヶ所だけなのかと思ったのが一つ，それと今まで堰堤をやってきたのだけれどもそれとの関係，その辺のところはわからない。

野々上主査 今回防砂の施設に決定している部分は，市街地に面する斜面地ということで芦屋の場合3地区を決定するという事になってはいますが，今言われています川の部分についても決定というのもありえますが，それらも含めた形で防砂の施設として決定しています。

松木委員 要するに市街化区域と調整区域の間で防砂の工事をするというのだけれども，どうしてここだけやらないといけないのか。それはとりあえず法面が崩れているからしないといけないとか，理由が良く分からない。

野々上主査 今回，追加するうちの前山地区というのがございます，これについては既に決定されているところで前山地区の防砂の施設があるのですけれども，これを平成21年度に国のほうが事業を予定しておりまして，これを整備するに当たりまして，民家との間の部分が一部空いている状態で，ここだけ残して整備は出来ないと六甲砂防事務所のほうから問合せもありまして，この部分を都市計画決定しないと用地買収ですとか，事業が出来ないということで，今回市の方で決定をして，その後に整備をすると。芦屋の場合は事業が残っているのは，ほぼここだけという状況になっております。後の2ヶ所の追加の部分につきましては，整備事業は終わっているのですけれども，今後の維持管理とか保全をするために，その区域も一緒に入れて維持保全をして行きたいと，六甲砂防事務所のほうから申し出もありましたので，今回合わせて決定するものです。実際に工事に絡んで追加するというのは，前山地区でこの部分を追加したいと，実際に民家のすぐ上が山になっておりまして，崩れている状態で，民家の方からの苦情などで早く整備をしてほしいとの要望が国のほうにもありましたので，今回合わせて整備をするということになったものです。

松木委員 これは民有地ですか。

野々上主査 この赤く塗っている部分が、芦屋市の公有財産の財産区となっておりまして、市の方も買収については了解しているということです。

幣原委員 日付ははっきり覚えていないのですが、1週間か10日前に、非常に風のきつい日にですね、神戸市長田区で山に隣接している民家で、土砂崩れもあったのかもしれませんが、木が倒れてそれが民家の方に落ちてきて、民家の2階半分が崩れているというようなことを、ニュースか報道で見たことがあるのですけれども、そのニュース映像の際に、その家の方と周りの方のインタビューをされているときに、以前からこの山が迫っているという状況があるので、要望をずっと直してくれと言ってきていて、やっとそれが通って、本来事故の2日後ぐらいに工事に入るはずだったのに、風が早くに吹いてしまって、倒れてしまったという様なことを、口を揃えて周りの方が言っておられた映像を見て、このスケジュール表を見ますと、生活をしていて、実際に工事なり、手を入れる段になるのになかなか時間があるのかなと思うのですけれども、緊急性というのは要望とか苦情というのが既にこの前山地区であるというふうに説明もありましたので、そのニュースの映像がチラチラ頭をよぎるのですが、時間的に緊急性とかあればもう少し前倒しでやるとかそういうことはないのでしょうか。

野々上主査 今のところは、そこまですぐ崩れて家がつぶれるという状況ではないです。平成21年度に整備をするというふうに説明をされております。緊急性ということでは今のところございません。

佐田都市計画担当部長 いずれにしても、今、委員のご指摘の件につきましては、六甲砂防事務所のほうには、そういう天変地異がどういう形で起こるかわかりませんので、今日申出のあった件については、担当を通じてお伝えするように致します。

幣原委員 有難うございます、よろしくお願いします。

森津会長 いかがでしょうか。芦屋川沿いで一部防砂の施設に指定されていない箇所がありますね、これは必要がない場所ということですかね。

野々上主査 芦屋川沿いの山手のほうですかね、市街地に面して住宅地がないということで、市街地で住宅があるところに対しての斜面地を指定しています。

森津会長 グリーンベルトの中には入っているけれども、その必要がないと。

野々上主査 入っているけれども、崖崩れを防ぐ防砂の施設としての整備事業はない。グリーンベルト整備事業自体には入っているのですが、いろんな植生の保全とかそういうのには入っていますけれど、がけ崩れを防ぐ工作物として整備する区域には入ってございません。

佐田都市計画担当部長 都市計画の施設とまでは行かないけれども、グリーンベルト整備事業を実施していますので、人家に影響を直接的に与える、その部分については都市計画の手続きをとって施工をしているというようにご理解をいただければと思います。

姉川委員 参考にお聞きしたいのですけれども、三条地区の現在の土地所有者はどちらになるのですか。

野々上主査 三条地区は国土交通省のほうで整備が終わっているという状況で、その時に一緒に用地買収も終わっておりまして、現在の所有者は国土交通省で一体とし

て維持管理をするということです。

姉川委員 16ページ, 17ページに判り易い図があるのですがけれども, 16ページに三条地区の状況があるのですが, 現在も植生状況はこれに近い状況でしょうか。

野々上主査 これと同じ状況ですが, 15ページに現在の状況の写真があるのですが, ほぼ木が生い茂っている状態で, すぐ崖が崩れて危険だという状態ではないです。

姉川委員 17ページの参考図で, 例えば高座川の上の方でやっていますが, あれがこういう工法ですか。

野々上主査 三条地区にもこういうのがあるのですがけれども, 法枠をコンクリートでやってアンカーを打って, 全体で山を止めるというのをやっております。

姉川委員 かなり大工事をやっていますね。

野々上主査 かなりの大工事をお金をかけてやっておられます。今回やられます前山地区はこれから測量等を行なっていきますので, 具体的な整備内容というのはこれから設計する段階です。こういう手法を持って山留めをしますという内容で参考に載せております。

姉川委員 芦屋市では前山地区だけなのですか。

野々上主査 前山地区だけです。一部用地買収が残っておりますが, 全体的に見ますとほぼ終わっているという状態ですが, この前山地区の整備が終われば終わりです。

徳田委員 ほぼ終わりということですがけれども, これは直接関係ないのですがけれども, 市立芦屋高等学校の跡地の北側とかを防砂の指定にお願いするとかはないのですか。

野々上主査 当然市街地が張り付くということが条件でありますので, 市高の跡地をそういう市街地ということであれば, 斜面地を防砂の施設に指定というのもありえます。

徳田委員 原則的には住宅ということですがけれども, 特定建築物とかは対象になっておるのでしょうか。

野々上主査 対象になります。そういう危険な状況になれば指定などが出てくると思います。

佐田都市計画担当部長 12ページの図面を見ていただいて, 小さいですが, 市芦の北側を見て頂きたいのですが, 肌色の部分で防砂の施設として区域の指定はされておりますので, あとギリギリのどこまでを整備するかは若干の隙間はありますけれども, 大きな意味での施設としてはカバーしておりますので, 特段問題ないというように理解しております。ただ, 前に土砂災害の警戒区域を指定する河川の渓流ですね, 土石流とか, そういうような区域についてはカバーされておりますので, 我々サイドとしては区域の中に入っているというように理解はしております。

森津会長 いかがでしょうか。じゃあご意見もないということですのでこれで終わりにさせて頂きたいと思えます。本日はこれで, 予定されていません議事は全て終わりですが, その他事務局からございますでしょうか。

事務局(徳満) 先ほど, 今後のスケジュールでご説明させていただいたのですがけれども, この後4月に素案の閲覧ということを行ないまして, これで意見が出てくれ

ば，5月に都計審を開催させていただいて，それのご報告をさせて頂くということになってきます。後，意見が出てこなかったとき，あるいは，その他の案件が無い様なときには，森津会長様の方と審議会の取扱につきましてご相談した上，ご連絡を差し上げたいと思います。以上でございます。

森津会長 それではどうも委員の皆さんありがとうございました。本日はこれで閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会